

兵庫県公報

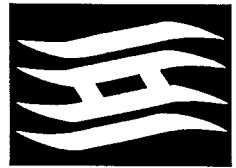
平成18年11月7日 火曜日 第1823号

発行人

兵庫県

神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

ページ

○住居表示の実施に伴う神戸市の区域内における町及び字の区域変更（市町振興課）	2
○同 上（同）	5
○神戸市の区域内における町の設定並びに町及び字の区域変更（同）	8
○換地処分に伴う神戸市の区域内における町及び字の区域変更（同）	8
○住居表示の実施に伴う伊丹市の区域内における町の設定、町及び字の区域変更並びに字の廃止（同）	14
○換地処分に伴うたつの市の区域内における字の区域変更（同）	26
○平成18年度第3回危険物取扱者試験の実施（消防課）	26
○平成18年度兵庫県准看護師試験の実施（医務課）	28
○争議行為を行う旨の通知（労政福祉課）	29
○土地改良区の設立認可（農地整備課）	30
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	31
○飼料の試験結果の概要（畜産課）	31
○保安林の指定の解除予定（森林保全室）	33
○道路の位置指定（建築指導課）	33
○同 上（同）	33
○同 上（同）	33

公 告

○肥料の登録（普及教育課）	34
○肥料の登録の有効期間の更新（同）	36
○地域森林計画の樹立及び一部変更（林務課）	38
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（まちづくり課）	39
○公告対象区域内における同一敷地内建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）	39
○貸金業者の登録の取消し公告（東播磨県民局）	40

選挙管理委員会告示

○平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	40
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	40

病院局公告

○入札公告（県立尼崎病院）	41
○同 上（県立こども病院）	43
○同 上（同）	45
○同 上（県立成人病センター）	48
○同 上（県立姫路循環器病センター）	50

公安委員会告示

○交通誘導警備業務に係る検定合格者審査	52
---------------------	----

告 示

兵庫県告示第1143号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成18年12月1日からその効力を生ずるものとする。

平成18年11月7日

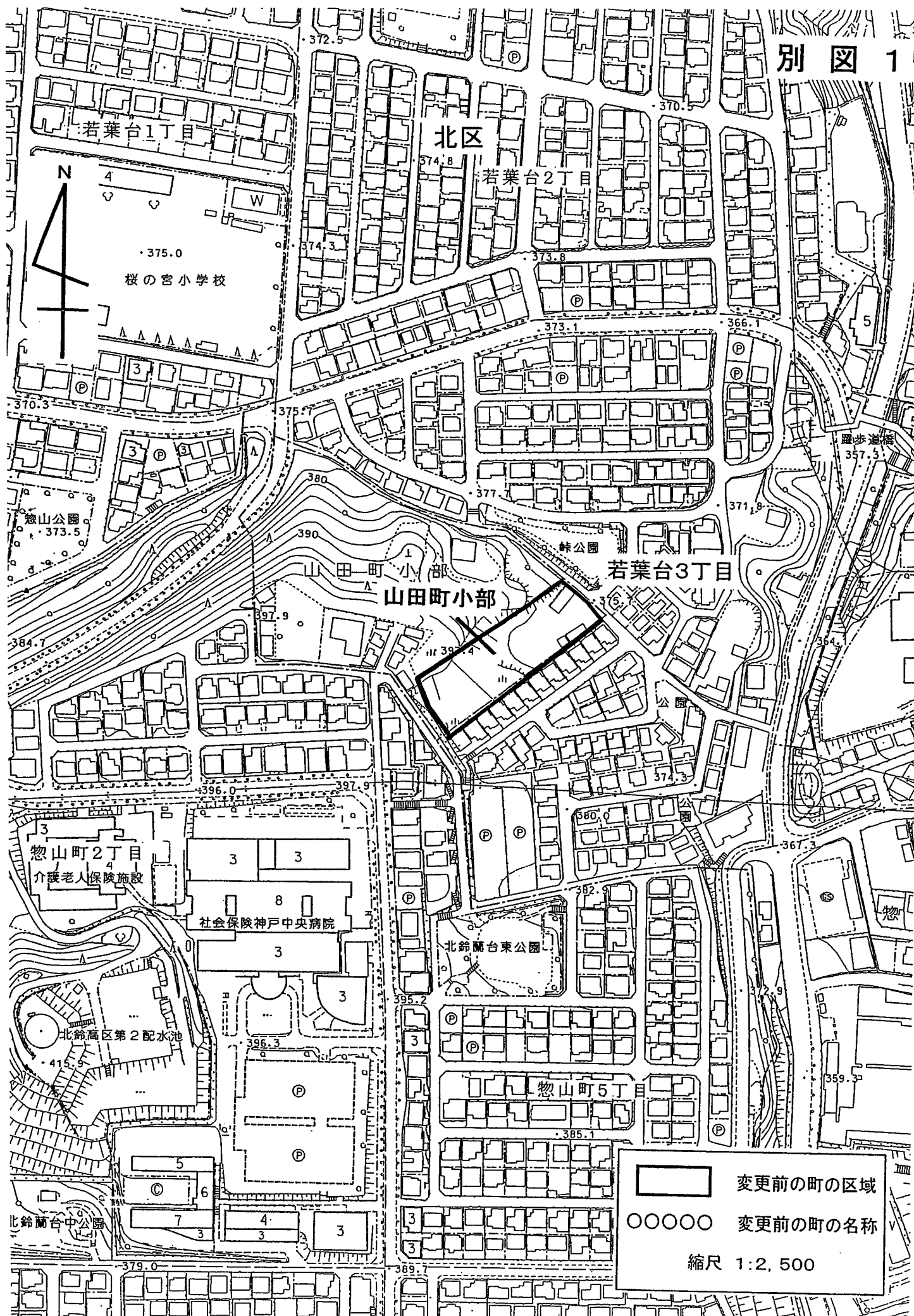
兵庫県知事 井戸敏三

変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称
別 図 1	別 図 2

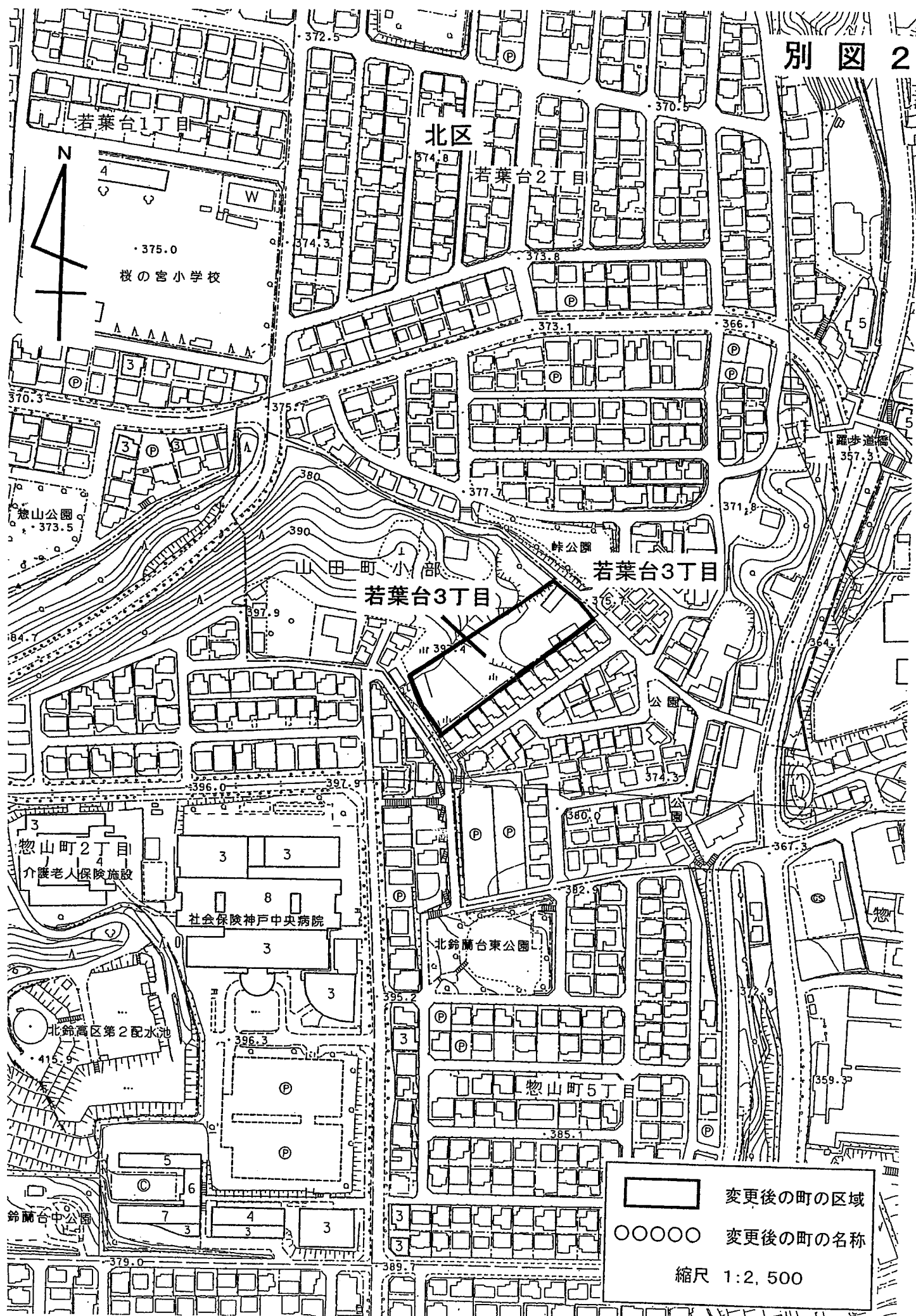
変更後の町名	変更後の境界線	変更後の区域に含まれる変更前の町名
若葉台3丁目	山田町小部字惣山27の1の東筆界、北筆界、西筆界及び南筆界	山田町小部の一部

備考 地番は、平成18年4月25日現在の地番である。

別圖 1



別圖 2



兵庫県告示第 1144 号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示の実施に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成18年12月1日からその効力を生ずるものとする。

平成18年11月7日

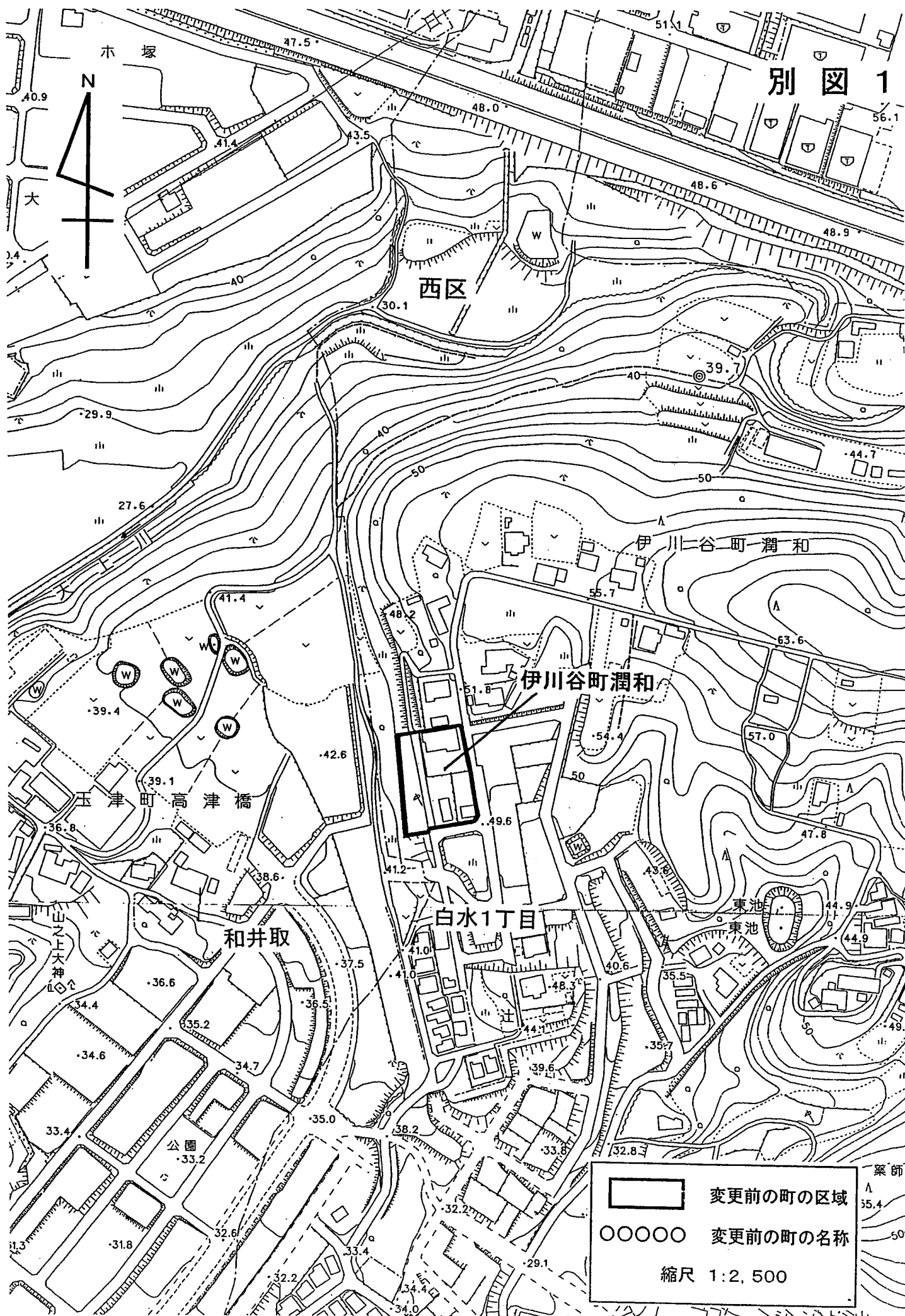
兵庫県知事 井戸敏三

変更前の区域及び名称	変更後の区域及び名称
別 図 1	別 図 2

変更後の町名	変更後の境界線	変更後の区域に含まれる変更前の町名
白水1丁目	伊川谷町潤和字辻311の22、同311の81の各北筆界、同311の21、同311の22の各西筆界、同311の21、同311の80、同322の5の各南筆界及び同311の22、同311の81、同322の3、同322の5の各東筆界	伊川谷町潤和の一部

備考 地番は、平成18年5月25日現在の地番である。

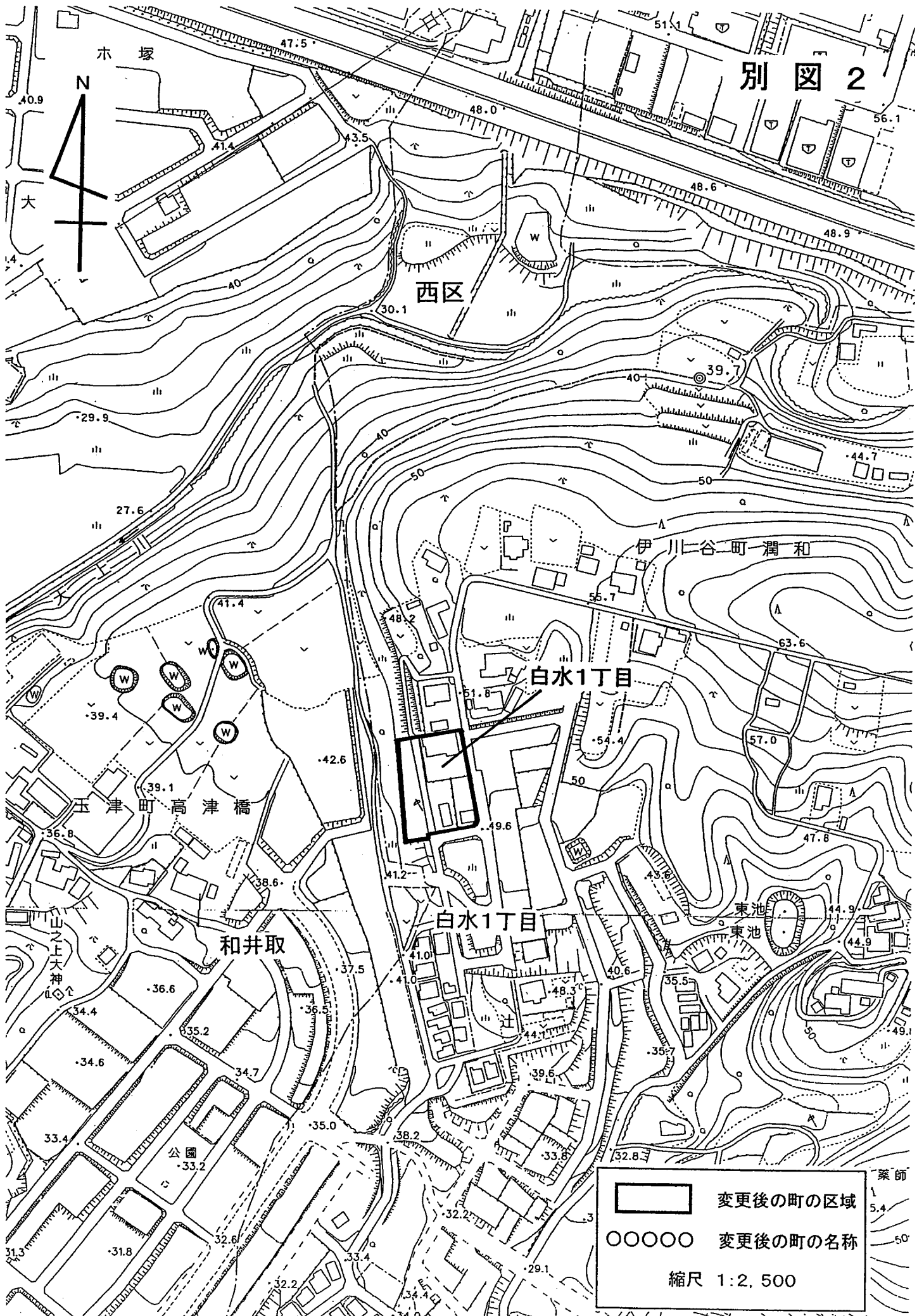
別図 1



案師
△ 35.4
50

変更前の町の区域
○○○○○ 変更前の町の名称
縮尺 1:2,500

別図 2



変更後の町の区域



変更後の町の名称

縮尺 1:2,500

築師

5.4

5.0

兵庫県告示第 1145 号

神戸市の区域内において、次のとおり、町の設定並びに町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、平成18年12月1日からその効力を生ずるものとする。

平成18年11月7日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後
町	字	地 番	町
榎谷町池谷	大 谷	50の17から50の19まで 50の35 50の36 50の39 50の71から50の76まで 56の2 57の2 58 59の2 60 61の2	井吹台北町 4丁目
榎谷町寺谷	榎 谷	1242の727	
伊川谷町井吹	東 室 谷	1131の152	
上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。			

備考 地番は、平成18年7月12日現在の地番である。

兵庫県告示第 1146 号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業の実施による換地処分に伴い、神戸市の区域内において、次のとおり、町及び字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、神戸市長から届出があった。

この届出に係る処分は、換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成18年11月7日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
町	字	地 番	町	字
八多町中	道ノ下	7の1から7の4までの各一部 7の6の一部 8の1の一部 8の2の一部	八多町中	大 下
	道ノ上	17 17の5の一部 17の6 17の7の一部 17の8から17の10まで 17の11の一部 17の12から17の15まで 18の1 18の2 19の3 19の4の一部 19の5 19の6 19の8 20の2 25の3の一部 26の2 26の3の一部 26の4 26の5 27の1の一部 27の2 27の3の一部		
	宮ヶ谷	601の6		
	大 下	2の一部	八多町中	道ノ下
	大 下	2の一部 3の2から3の4までの各一部 4の1 4の2	八多町中	道ノ上

道ノ下	5の1 5の2の一部 5の3から5の7まで 5の8の一部 5の9 6の2の一部 7の3の一部 9の2の一部 9の9の一部 10の1の一部 11の3の一部 11の7の一部 11の8の一部		
不老元	44の一部 44の3の一部 44の5の一部 45の一部 45の5の一部		
宮ヶ谷	601の1 601の2 601の4		
道ノ下	11の7の一部	八多町中	不老元
道ノ下	11の1 11の2から11の4までの各一部 11の5 11の7の一部 11の8の一部 11の10 11の11の一部 11の13の一部 12の1 12の2 12の2のイ 12の3から12の5まで 13の2の一部 13の3の一部 15の1の一部 15の2の一部 16の2の一部	八多町中	ふ け
不老元	44の2 44の3の一部 44の4 44の5の一部 44の6から44の8まで 44の9の一部 44の10 50の3 50の9 50の11 50の12 52の3 52の4 52の6から52の11まで 64の2 64の3		
下ノウテ	153の3の一部 153の7の一部		
坂本垣内	90の1の一部 90の2の一部 92の1の一部 92の3の一部 93の1の一部 94の1の一部 94の2	八多町中	下川原
下川原	83の1の一部 83の6の一部	八多町中	坂本垣内
北垣内	129の1の一部 129の3 129の4の一部 130の1の一部 130の5の一部 130の7の一部 130の11の一部 135の1 135の3 135の4 136 137の1の一部 137の2の一部 138 139 140の一部	八多町中	下ノウテ
カイモリ	154の2の一部 154の7から154の9まで 161の1の一部 161の2 161の3の一部 161の4から161の11まで 162の一部 163の2から163の4までの各一部 164の1の一部		
上ノウテ	185の1から185の5までの各一部 185の6		
堂ノ元	169の3 170から172までの各一部 173の1の一部 175の1の一部 176の1の一部 176の2 177の1 177の2の一部 178の1の一部 178の2の一部	八多町中	カイモリ
上ヨサ田	245の1の一部 245の2の一部 246の1の一部		
カイモリ	165の一部	八多町中	堂ノ元
北垣内	130の1の一部 130の2 133の2の一部 137の1の一部	八多町中	東川原

	137の2の一部 140の一部		
下ノウテ	141の1から141の3までの各一部 147の1の一部		
カイモリ	161の1の一部		
堂ノ元	183の1から183の3まで 183の6の一部 183の10の一部 184の2の一部		
上ノウテ	185の1から185の5までの各一部 186の1から186の3まで 187の1 187の2 188の1から188の4まで 189の1から 189の10まで 190の1の一部 190の2から190の4まで 191の1から191の3まで 192 193の1 193の2 194		
合ノ元	209の3 209の4の一部 211の5の一部 211の6の一部 219の一部		
戸崎	228の2から228の4までの各一部 229の1の一部 229の2 229の3 229の4の一部		
下ヨサ田	230の一部 230の3から230の7までの各一部 230の8 230の9の一部 230の11 230の13の一部 230の14から230 の17まで 232の1の一部 232の2の一部 232の3 233の 1の一部 233の2 234の1の一部 234の2の一部		
戸崎	222の1の一部 222の6の一部 226の一部	八多町中	合ノ元
上ノウテ	190の1の一部	八多町中	戸崎
東川原	203の1の一部 204の一部 205の一部 206 207の1 207 の2の一部 207の11の一部 208の1の一部		
合ノ元	211の5の一部 212の2の一部 217から219までの各一部 220の2の一部		
下ヨサ田	230の1 230の2 230の3の一部 230の4の一部 230の 9の一部 230の10 234の1の一部 234の2の一部 235の 1の一部 235の2 236の1の一部 236の2 236の6 236の9の一部		
堂ノ元	178の1の一部 178の3の一部 180の1の一部 182の一部 183の6の一部 183の7の一部 183の10の一部	八多町中	下ヨサ田
上ヨサ田	245の1の一部 251の2の一部 253の1の一部 254の1の 一部 254の2の一部		
池尻	255の1の一部 255の2の一部 256の1の一部 256の2の 一部 256の5の一部		
堂ノ元	176の1の一部 177の2の一部 178の1の一部	八多町中	上ヨサ田

	池 尻	255の1の一部 255の2の一部 256の1の一部 256の4 257の一部 262の一部		
	上ヨサ田	250の2の一部	八多町中	池 尻
	オノ元	280 280の2 280の3 287 287の2から287の4まで 288の1		
	アフギ	463の3の一部 464の1の一部 465の一部 465の4 465 の5の一部 466の1 466の2	八多町中	岸ノ下
	扇ノ上	465の1の一部 465の3の一部 465の6		
	岸ノ下	374の一部 375の一部	八多町中	アフギ
	扇ノ上	465の1の一部 465の3の一部		
道場町日 下部	木ノ元	898の一部 899の1の一部 906の1の一部	道場町日 下部	宮ノ後
	宮ノ後	903の一部	道場町日 下部	木ノ元
	寛ノ詰	990の1の一部		
	宮ノ後	871の一部	道場町日 下部	中 筋
	木ノ元	918の1から918の3までの各一部 919の1の一部 920の1 の一部 921の1から921の3まで 922の1の一部 923 92 4の1 924の2		
	上才谷	982の1の一部		
	木ノ元	914の2の一部 914の3 919の1の一部 920の1の一部 922の1の一部	道場町日 下部	上才谷
	寛ノ詰	990の2の一部 990の3 990の8 994の2の一部 994の 4 994の6の一部 994の8の一部 997の1 997の2		
	木ノ元	909の1の一部 909の2の一部 910の1の一部	道場町日 下部	寛ノ詰
	木ノ元	897 898の一部 906の1の一部 906の2 906の3の一部 907の2の一部 909の2の一部 909の3 910の2の一部	道場町日 下部	西大久保
	寛ノ詰	991の1から991の3まで 993の2の一部 993の3 993の 4の一部		
	西大久保	998の1の一部 998の3 999の1 1000の2 1006の1の 一部 1007の1の一部 1008の1の一部 1017の1の一部 1018の1の一部	道場町日 下部	宮ノ向井
	鳥居ノ元	1219の6の一部 1219の9の一部 1219の11の一部 1220の		

	1の一部 1220の5の一部 1221の1の一部 1221の6の一部 1221の8の一部		
オ 谷	1226の2の一部 1233の2の一部		
道ノ下	1058の5	道場町日 下部	苅 屋
天神ノ元	1103から1106までの各一部		
天神ノ元	1103から1107までの各一部 1111の一部 1112の一部	道場町日 下部	番匠川原
乗 安	1129の3の一部 1147の一部 1148の1の一部 1148の4の 一部 1148の5の一部 1149の1 1149の4 1150の一部 1153の一部 1156の2の一部		
苅 屋	1080の一部	道場町日 下部	天神ノ元
乗 安	1150の一部 1151 1152から1156までの各一部 1166の一部		
高木ノ西	1170の一部 1171から1173まで 1174の一部 1175の1の一 部 1176の一部		
鳴瀧掛リ	1192の一部 1195の一部 1196の一部 1197の1から1197の 4までの各一部 1199の一部 1201の3の一部		
中ノゴウ	1203の1から1203の3までの各一部 1204の1から1204の3 まで 1205の1の一部 1205の2の一部 1206の1の一部 1206の2の一部		
番匠川原	1101の1の一部	道場町日 下部	乗 安
乗 安	1162の一部 1163 1163の1の一部 1163の2の一部 1164 1165の1の一部 1166の一部	道場町日 下部	高木ノ西
中ノゴウ	1202の一部 1203の1から1203の3までの各一部 1209の2 の一部		
林ヶ鼻	1247の一部 1248の一部 1250から1253までの各一部 1254 の1の一部 1254の2の一部 1264の一部 1264の2の一部		
苅 屋	1068の一部 1069の一部 1071の一部 1072の一部 1073か ら1075まで 1076の一部 1077の1の一部 1077の2 1078 1079の一部 1079の1の一部 1080の一部 1082の4の一部	道場町日 下部	鳴瀧掛リ
天神ノ元	1108の一部 1110 1116の一部		
中ノゴウ	1205の1の一部 1205の2の一部 1206の1の一部 1206の 2の一部 1207の1の一部 1207の3の一部 1208の3の一 部		
苅 屋	1072の一部	道場町日	中ノゴウ

鳴瀧掛リ	1188の一部 1194の1の一部 1194の2 1194の3	下部	
鳥居ノ元	1213の1の一部 1214の1の一部 1214の3の一部 1214の4の一部		
西大久保	1016の3の一部 1017の1の一部 1017の2の一部 1018の1の一部 1018の2 1018の3	道場町日下部	鳥居ノ元
荻 屋	1062の1の一部 1072の一部		
中ノゴウ	1207の2の一部 1209の1 1209の2の一部 1209の5 1211の1 1211の5 1212		
才 谷	1226の1 1226の2の一部 1226の3から1226の6まで 1227の1 1227の2 1228の1 1228の2 1229の1の一部 1229の2 1229の3の一部 1230 1230の2の一部 1230の3から1230の7まで 1231の1から1231の3までの各一部 1231の5の一部 1233の2の一部 1233の3から1233の5まで 1234の2 1234の3 1236の一部 1245の一部		
林 ケ 鼻	1255の2の一部 1255の5の一部 1256の1の一部 1256の5の一部 1257の1から1257の4までの各一部		
西大久保	1008の3の一部 1011の1の一部 1011の3の一部 1012の2 1012の4 1012の5の一部 1013の1 1013の2の一部 1013の3から1013の6まで 1013の7の一部 1013の8から1013の10まで 1014の1 1014の2 1015 1016の3の一部 1016の4 1017の1から1017の3までの各一部	道場町日下部	才 谷
中ノゴウ	1209の2の一部	道場町日下部	林 ケ 鼻
才 谷	1229の1の一部 1229の3の一部 1230の2の一部 1245の一部 1246の1の一部 1246の2		
大 橋 山	1323の1		

上記のほか、変更前の区域に介在する道路、水路である国有地の一部は、変更後の区域に編入する。

また、八多町中宇大下1の6の地先の水路である国有地の一部、八多町中宇道ノ下8の2の地先の水路である国有地の一部は、八多町中宇下川原に編入する。

また、八多町中宇向畑420に隣接する水路である国有地の一部は、八多町中宇岸ノ下に編入する。

また、八多町中宇向畑420に隣接する水路である国有地の一部は、八多町中宇アフギに編入する。

また、道場町日下部字中筋943の2、949の1、949の10、951に隣接する道路である国有地の一部は、道場町日下部字上才谷に編入する。

また、道場町日下部字宮ノ後904の1、904の2、905の1に隣接する道路である国有地の一部、道場町日下部字宮ノ向井1028の地先の水路である国有地の一部、道場町日下部字西山1326の1、1326の2、1326の11に隣接する道路である国有地の一部は、道場町日下部字西大久保に編入する。

また、道場町日下部字番匠川原1090の6、1090の8、1092の1に隣接する道路である国有地の一部は、道場町日下部字荻屋に編入する。